

全日私幼連

加盟園設置者・園長 様

全日本私立幼稚園連合会

総務委員長 坪井久也

新型コロナウイルス感染症防止のため幼稚園等が臨時休業した際の  
預かり保育の利用料への配慮について

幼稚園については、政府による今般の一斉休業要請の対象となっておりますが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から春休みを待たずに臨時休業を行っている幼稚園もあり、そうした園の中には必要な者に預かり保育を提供している場合もあると承知しています。

今般、こうした臨時休業中の預かり保育の利用料徴収のあり方について、一部の保護者から、教育時間に相当する部分の保育料を払っているにも関わらず、終日分の預かり保育の利用料を徴収されるのは納得がいかないとの批判的な声が政府に届いているとのことです。

こうした指摘も踏まえ、内閣府及び文部科学省においては、別添 1 のとおり、「新型コロナウイルス F A Q」の追加を行い、下記の対応等を行うこととしていることから、今回の臨時休業期間中の預かり保育（教育時間相当部分）の利用料については、可能な限り保護者負担軽減に配慮することが望ましい旨の考えが示されております。

- 教育・保育給付や施設等利用給付は臨時休業期間中も通常どおり給付することとしていること（幼稚園等の基本的収入は維持される）
- 預かり保育に係る運営費補助として、一時預かり事業（幼稚園型 I）に係る補助単価は、長期休業日単価を適用すること（教育時間相当部分を含めて 8 時間預かった場合、1 日 8 0 0 円の運営費補助）
- 一時預かり事業（幼稚園型 I）に係る特例的な措置として、長期休業期間中の預かり保育における教育時間相当部分に係る担当職員として幼稚園における学級担任や講師等を充てることは差し支えなく、また人件費等の追加的な費用

が生じる場合（例えば、短時間勤務職員の労働時間を増やす、担当する学級担任への追加的な手当を支給するなど）には当該費用を一時預かり事業（幼稚園 I 型）の人件費に充てて差し支えないこと

各園においては、臨時休業を行う場合であっても、園内の消毒・衛生管理体制の強化といった今般のコロナウイルス感染症対策業務や、休園に伴う指導計画の再編成、卒園式・修了式の取扱の検討などの追加的な業務が発生しており、これらに加えて預かり保育を終日開所する場合は相応の経費が必要となることは重々承知しておりますが、上記の政府の対応等を踏まえ、臨時休業期間中に教育時間部分も含めて預かり保育を開所する上での追加費用が発生しない又は私学助成を含めた各種運営費助成でまかなうことができる場合は、保護者から教育時間相当部分の利用料を徴収しないことを検討するなど、保護者の経済的負担の軽減にご配慮いただくよう御願いたします。また、預かり保育の開所に当たっての費用と運営費の状況等を踏まえて、今般の臨時休業期間中、預かり保育の終日分の利用料を通常の保育料に加えて徴収される場合においても、当該利用料の必要性を保護者に丁寧に御説明いただくよう御願いたします。

(参考)「新型コロナウイルスFAQ」(令和2年3月12日追加分) 該当部分

問 今般の新型コロナウイルス感染症対策として、幼稚園が休園し教育標準時間部分の園児に対する活動を休止する一方で、預かりが必要な幼児に対して、午前中から預かり事業を実施するような場合、幼稚園が徴収する預かり保育事業の利用料はどのように扱うべきですか。

答

【新制度の幼稚園(「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」を受給)の場合】

幼稚園については、保育所と同様、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることを踏まえ、全国一斉の休業の要請は行わないこととしている中で、地域の実情に応じて自主的に臨時休園とする場合や自由登園とする場合があり、その際の受け皿として預かり保育事業の長時間化(夏休みと同様に、早朝・夕方の預かりに加えて教育時間相当部分も開所する等)で対応している事例も見受けられます。

幼稚園教諭の職務は園児と直接向き合うものに限らず、指導計画の作成、教材準備、園内研修など様々な業務があることに加え、休業する場合であっても指導計画や卒園式・入園式等の抜本的見直し、園内の消毒・衛生管理体制の強化など新たな業務も想定されることから、今回の感染防止対策を理由として臨時休業とする場合であっても、基本的に勤務は継続されると考えられることなどを踏まえ、教育・保育給付や施設等利用給付は通常どおり取り扱うこととしております。

その上で、預かり保育事業を長時間化させる場合、預かり保育事業担当職員分の人件費など運営費が増えることも想定されますが、今般の新型コロナウイルス感染症問題の影響により子育て世帯等の収入減や経済的負担増加への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、教育・保育給付で配置している教育課程担当の教員の勤務時間の一部を今般の休園期間中における預かり保育事業の増時間分(教育時間相当部分等)に充てることなどにより、教育時間相当部分に係る預かり保育事業の費用を徴収しないなど、可能な限り追加的な利用者負担の増加を抑制するよう御配慮いただくことが望ましいと考えられます。

上記の取組を可能とするため、今回の臨時休業中の「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」に係る単価は長期休業日単価を適用するとともに、今回の臨時休業期間に限る特例的な措置として、臨時休業期間中の「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の教育時間相当部分に係る担当職員として、幼稚園における学級担任や講師等を充てることは差し支えないこととします。

なお、臨時休業期間中の「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の教育時間相当部分に係る担当職員として幼稚園における学級担任や講師等を充てる際に、人件費等に追加的な費用が生じる場合(例えば短時間勤務職員の労働時間を増やす、担当

する学級担任への追加的な手当を支給するなど)には当該費用を「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の費用として算入して構いません。

一方で、追加的な費用が生じない場合は、公定価格との二重給付を避けるため、教育時間相当部分に係る担当職員の人件費は「一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の費用として算入することはできないことに御留意ください。

#### 【上記以外の幼稚園の場合】

私学助成を受ける幼稚園については、各都道府県の補助要綱により休業に伴う運営費の影響が異なるため、各都道府県私立学校主管課にお問い合わせいただく必要がありますが、①臨時休業に伴う私学助成等の減額がない ②教育課程担当職員が預かり保育事業を担当することが補助要綱上許容されている場合には、預かり保育事業の長時間化に伴う費用の増加や受給している運営費助成の額を比較して追加的な費用負担が生じない場合には、新制度の幼稚園と同様に教育時間相当部分の費用を徴収しないなど、追加的な利用者負担の増加を抑制するよう御配慮いただきたいと考えています。